

例外として認められる理由	確認書類 (添付書類はすべて写し)
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等
③ 観光、保養またはボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機構の証明、ボランティアの参加同意書等
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等

注: 確認書類が外国語で記載されている場合は、その書類に加え、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください